2019 年頭所感

「消費者の安心」「事業者の健全」を柱に

健康関連取引適正事業団
赤堀　真二　理事長

謹んで新年のご祝詞を申し上げます。

新年を迎えるにあたり、健康関連取引適正事業団（以下、健取団という）の非営利事業活動歴も本年で通算36年目を迎えることとなり、偏に関係各位のご支援ご協力の賜物と重ねてお礼申し上げます。

さて、訪問販売業界及び、健康関連業界は大変厳しい氷河期を迎えておりますが、これまで幾度となく厳しい時代を乗り越え、その時代背景に沿った事業戦略で乗り越えて参りましたが、健取団内でも他人事では無かった厳しい旧年でありました。

昨今の関係法令の改正・施行が目白押しではありますが、それらの原因が業界の弱体化では無いと思っておりますので、関係各位に支持されますよう、業界の発展に寄与させて戴くと共に、コンプライアンス精神を念頭に「道はある」の如く、猪突猛進して頂きたく熱望しております。

新年早々に開催される健取団の新年総会では、各位が最も直面する課題として「消費税の軽減税率対策」「関係法令から繋がる詐欺又は、組織犯罪処罰法違反」並びに、「後継者問題における相続対策」などの実践講座を取り入れております。

本年も、健取団が業界のプロパー実践団体として、健取団の各種事業活動がこれまで以上に、関係各位に支持されますよう、業界の発展に寄与させて戴くと共に、コンプライアンス精神を念頭に「に」を柱に、関係機関とされている販売会社を募り、関係各位から高評価の連携を密に員外事業者の健取団参画を推進する活動が適正に行われるように、常日頃、努力させて戴き、健取団のスローガンである「消費者の安心と事業者の健全のための幕開けという記念すべき年でもあります。

関係各位におかれましては、今年もより一層のご支援ご協力を賜ります様、お願い申し上げると共に、関係各位のご健勝とご繁栄を心よりお祈り申し上げます。

効果・即効性ある注意喚起、引続き検討

消費者庁　消費者安全課
尾﨑　真美子　課長

平成三十一年の新春を迎え、謹んでお慶び申し上げますとともに、消費者安全課の取組についてご紹介いたします。

消費者安全課は、私たち消費者の安全・安心を確保するため、関係行政機関等から寄せられる事故情報を集約・分析して、事故の未然防止・再発防止に取り組んでいます。

消費生活における事故の防止の取組においては、「必要な人に必要な時に必要な情報を届ける」ことを心がけて、様々な資料を公表してまいりました。

例えば、昨年は、OECD（経済協力開発機構）の製品安全週間のキャンペーンにおいて「オンライン上で販売される製品の安全性に関する国際共同啓発キャンペーン」が実施され、ネット通販事業者や消費者に対してメッセージを発信しており、これらを受けて、消費者庁では、ネット通販で購入した製品による危害・危険情報と共に、消費者向けのメッセージを発信いたしました。

この国際共同啓発キャンペーンは、欧州委員会やオーストラリアなど世界中から25の行政機関が参画したとのことであり、オンライン販売は各国において高い関心事項であることが伺えます。

消費者庁としては、この注意喚起に限らず、一人でも多くの皆様に情報を届けるべく、公表のあり方や資料の工夫などをしておりますが、昨今、情報伝達のための様々なツールがありますので、何が効果的か、何が即効性があるか、など引き続き検討してまいります。

その他、平成三十一年には、食品安全に関し、学習教材を作成してウェブサイトにおいて公開を予定しています。また、リコール情報を一元化したリコール情報サイトは、より分かりやすくなるよう、新年度から7年ぶりにリニューアルする予定です。

今年は、平成21年9月の消費者庁設立と同時に施行された消費者安全法の施行から丸10年となります。

消費者安全法の成立・施行に込められた思いを忘れることなく、施行状況を見直し、不十分な対応については不断に見直してまいります。

引き続き、皆様の御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

関係各位

●新年明けましておめでとうございます。

本年も健取団の事業活動にご理解、ご協力を賜りますよう宜しくお願い致します。

尚、本記事は、業界新聞である「訪販ニュース社」に掲載された「年頭所感」

となりますので、宜しくお願い致します。

2019年　1月　7日　健康関連取引適正事業団　赤堀真二